# ☆ 空き家を放置していませんか? 1

# 空き家の売却、賃貸を検討しよう

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に 老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを 検討しましょう。

### ▶売却・賃貸の準備

空き家の売却、賃貸、解体などをお考え の場合、空き家の中にある家財や荷物の 整理が必要です。早い段階から整理を進 めることにより、その後の活用を円滑に進 めることができます。

なお、遺品や仏壇な どがあり、自力で処分 することが困難な方 は、民間の家財整理専 門業者や仏具店等を活 用するのも一つの方法



### ▶売却・賃貸の検討

売却 不動産業者との媒介契約により仲介を依 頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リ フォーム後に販売する買取再販も多くなっていま す。事業者によって価格が異なることも多いので、 複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

賃貸 空き家は、リフォームしてから賃貸するの が一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを 許容して賃貸するケースもでてきています。方法に よって、それぞれメリット・デメリットがありますの で、地元の不動産業者に相談しましょう。

# ▶売却・賃貸が困難な場合

### 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家は、解体 をして駐車場などとして「土地」を活か すといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺 状況などによって異なります。解体を 行う前に建築士や不動産業者等に相 談しましょう。















# ☆ 空き家を放置していませんか?❷

株式会社サイネックスによる編集記事ページです / このページは有料広告ページです

# ▶不動産を家族・親族に信託する (民事信託)

信託とは、自分の財産(不動産など)を信頼できる親族 等に託し管理・運用や売却などの処分をしてもらう制度 です。認知症になった場合でも成年後見人を選任せず に、信託された人が自己の所有資産として自分が定めた 目的に従って不動産を管理、処分することができます。







## 任意後見制度を利用する

任意後見人と契約を結び、判断能力が低下した後 に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務の 代理権を与える制度です。任意後見人を親族以外の第 三者に依頼することも可能ですので、身寄りのない方 が利用することも可能です。





任意後見人

# 外側からつくる快適で美しい住まい

雄 装・防水・解体・外構エクステリアまで住まいの外観は丑山工業にお任せください









株式会社 丑山工業

〒388-8014 長野県長野市篠ノ井塩崎6594-1 山二ビル3F

何から 手をつければ いいのか…?

TEL 026-214-9613 FAX 026-214-9614

Mail info@paint-ushiyama.com



不動産には どんな活用の仕方が あるの…?

早く現金化

# 相続不動産のサポート 北岡開発にご相談下さい

ご遺族様の想いを 十分にお聞きした上で、 的確な情報を提供し、 相続不動産のサポート をさせていただきます。



リフォーム ・自分で住む 他の人に賃貸

・更地後に売却

解体

売却 ・物件の調査 ・仲介の売買

業者の則置取. 即時現金化

26-284-9466

活用 . 賃貸住字建設 貸し土地

この不動産は 売れたら いくらなの? するには? ∖当社が窓口となり、問題解決を図ります!!, 司法書士 1建築士 土地家屋調査士

何かしら期限は

税理士 行政書士

長野市小島田町1076 平日 9:00~18:00 定休日:日曜·祝日 免許証番号長野(10)第3079号





土地・建物の

川中島古戦場史跡公園近く















